

## 生徒指導に関する事項

### 生徒心得

兵庫県立播磨南高等学校生徒は、各人の良識ある判断に基づいて行動し、自律・創造・友愛の校訓を旨とし、良き校風の樹立と醸成に努めなければならない。

#### 1. 校内生活について

- (1) 常に本校生としての自覚と誇りと品位を保持し、互いに人格を尊重し、敬愛の念をもって人に接すること。本校の先生に対してはもちろん、来客に対しても挨拶や会釈をすること。生徒間においてもすすんで挨拶をすること。
- (2) 言葉遣いに注意し、互いに切磋琢磨して友情と信頼を深めること。
- (3) 明るく健全で、世間から非難されることのないよう節度ある行動をとり、お互いを高めること。
- (4) 登校時刻までに登校し、授業を受ける態勢を整えること。
- (5) 集合は常に敏速かつ静粛に5分前に完了すること。
- (6) 昼食は所定の時間、場所以外で飲食してはならない。
- (7) 校舎内では、必ず所定の上履きを用いること。上履きでの校舎外出は厳禁する。
- (8) 住所、保護者等、後見する者の変更、異動があった時は、直ちに学級担任を経て学校長宛に届け出ること。
- (9) 部活動は下校時刻までとし、この時刻を過ぎる場合には、顧問を通じ生徒支援部に申し出て、許可を受けること。
- (10) 運転免許取得に関しては、条件を満たした者のうち事前に学校長の承認を得ること。
- (11) 不必要なものをむやみに校内に持ち込まないこと。やむを得ず現金など貴重品を持ち込む場合は、その管理に十分気を付けること。
- (12) 携帯電話・スマートフォンの使用について
  - ア 始業時から終業時までは電源を切り、使用禁止とする。
  - イ 始業前、放課後および昼休みについては、教室内でのみ使用を認める。(昼休みは食堂内も可)
  - ウ 一日を通して、使用が認められている場所以外(廊下や昇降口等)での使用は禁止する。
  - エ 不適切な使用については、指導を行う。
- (13) 登校後は授業終了まで外出しないこと。やむを得ず用事で外出する時は、学級担任の許可を受けること。

#### 2. 校外生活について

- (1) 外出時も生徒証を携行し、家人に行き先、用件、帰宅予定時刻を告げること。
- (2) みだりに友人宅を訪問したり、外泊したりすることは慎むこと。
- (3) 風紀上、好ましくない場所や未成年の立ち入り禁止場所へは立ち寄らないこと。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ない理由のある場合は、学校に届け出て、許可を得て安全に就業すること。

### 3.交通安全について

- (1) 通学方法は、徒歩・自転車、または電車・バスなどの公共交通機関とする。道路交通法を守り、安全には十分注意を払うこと。
  - (2) 自転車通学を希望する者は、入学後に自転車点検を済ませた上で配布する鑑札シールを自転車に貼り、正しく利用すること。(下記ア～シの項目を守ること)
- \*万が一の場合に備え、必ず防犯登録ならびに自転車保険(対人賠償含む)に加入すること。
- ア 入学後の自転車点検後、指定の鑑札シールを後輪泥よけ後部に貼ること。
  - イ 男女とも標準型自転車を使用すること(色の規定はなし)
  - ウ ドロップハンドル、変形ハンドルは不可とし、T字ハンドル、ワンフレーム車を可とする。
  - エ ライト、ブレーキなどの点検、整備をしておくこと。必ず施錠ができるようにしておくこと。
  - オ 直立用のスタンドを取り付けること。
  - カ 雨天時には、雨合羽を使用し、傘は絶対使用しないこと(駐輪後の移動は、折り畳み傘を使用すること)
  - キ 指定された通学路および道路交通法を遵守すること。
  - ク 自転車は指定された場所に置くこと。
  - ケ 道路交通法に違反した場合は、自転車通学許可を取り消すことがある。
  - コ 電動自転車も可とするが、高価なため、盗難など十分注意すること。
  - サ 安全のためヘルメットの着用を推奨する。
  - シ 電動キックボードは禁止する。
- (3) 徒歩通学者においても、道路交通法を遵守すること。

### 5.頭髪・服装など

- (1) 頭髪
  - ア 高校生らしい、清潔感のあるものとする。
  - イ パーマや、カール、染色、脱色(ドライヤーやアイロンなどの熱によるものを含む)、エクステンションは禁止する。
  - ウ 整髪料で髪を固めたり、ドライヤー等でくせをつけたりする様な髪型も禁止する。
- (2) ピアスの穴はあけない。ピアスは禁止する。
- (3) 化粧、カラーコンタクト(ディファインも含む)、アイプチや爪を長くしたりネイルを付けたりしないこと。ビューラーを使ったり、眉の変形をしたりしないこと。
- (4) 装飾品を身に着けることは禁止する。
- (5) 服装は下記「6.服装規定」を参照する。
- (6) 授業時のひざ掛けの使用は認めるが考査時の使用は禁止する。
- (7) 休日及び長期休業中の部活動のための登下校時の服装について、部活動の顧問が許可する服装で登下校することを許可する。

## 6.服装規定

本校生徒の服装は端正で簡素であることを旨として、次の通り定める。

### (1) 制服

冬 : ジャケット、ズボン、プリーツスカート、ニットセーター、カッターシャツ、ブラウス、ネクタイ、リボン、ニットベスト

夏 : ズボン、プリーツスカート、カッターシャツ、ブラウス

(注1) 男女ともにすべて本校指定のものとし、変形・着崩し等を禁止する。

(注2) ジャケット・セーター・ベスト着用時は必ず、ネクタイ、リボンを付けること。

(注3) ネクタイを着用する場合はカッターシャツ、リボンを着用する場合はブラウスを着用すること。

### (2) 防寒用具

ア マフラー、手袋、イヤーマフ、コートについては認めるが、華美でないものとする。着用については登下校時のみとし、始業時から終業時までには校舎内では着用しないこと。

イ コートについては、ジャケットを着用した上から着用すること。

### (3) 靴下

ア 白・黒・紺・グレーの無地またはワンポイント柄とする。(長さはひざ下までとし、くるぶしが隠れるものが望ましい)

イ 気候に応じて、黒色無地のタイツの着用を認める。

### (4) 靴

運動靴または黒・茶色のコインローファーとする。

### (5) 鞆

高校生としてふさわしいもの。(背負うタイプ推奨)

### (6) 上履き

ア 本校指定の上履きとする。

イ 上履きには名前以外は書かないこと。また、貸し借りをしないこと。

### (7) ズボン

ベルトを着用し、ウエスト部分をずらさないこと。

### (8) スカート

ア 長さはひざが隠れる程度とする。

イ ベルト部分を折らないこと。

ウ 裾を切ったり縫いあげたりするなど、長さを変えないこと。

エ 違反した場合は、学校の指導に従うこと。